

兵庫県公報

平成31年1月8日 火曜日 第3069号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示		ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1	1
○ 兵庫県漁業調整規則に基づく聴聞の実施（水産課）	2	2
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	3	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	6	6
○ 同 上（同）	6	6
○ 同 上（同）	6	6
○ 道路の区域の変更（道路保全課）	6	6
○ 河川立体区域の指定（河川整備課）	7	7
○ 中播都市計画公園事業の事業計画の変更認可（公園緑地課）	7	7
○ 道路の位置指定（建築指導課）	7	7
○ 同 上（同）	8	8
○ 重要調整池に係る検査の結果（東播磨県民局）	8	8
公 告		
○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の無効公告（税務課）	8	8
○ 落札者等の公示（広報戦略課）	9	9
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	9	9
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	10	10
○ 同 上（同）	11	11
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	11	11
○ 同 上（同）	14	14
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	16	16
○ 同 上（同）	18	18
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	19	19
○ 同 上（同）	20	20
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	21	21
○ 同 上（同）	21	21
○ 落札者等の公示（但馬県民局）	21	21
選挙管理委員会告示		
○ 政治資金規正法に基づく政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出	22	22
○ 政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の届出	24	24
収用委員会告示		
○ 収用の裁決手続開始決定	24	24
公安委員会告示		
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	36	36
警察本部公告		
○ 入札公告	38	38

告 示

兵庫県告示第12号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

船舶	A295956	平成31年11月19日	西宮市	阪神南県民センター	平成30年12月3日
----	---------	-------------	-----	-----------	------------

免税証

種類	用途	記号・番号	有効期限	枚数	免税証に記載された販売業者の所在及び名称	交付 県民局、 県民セ ンター	紛失 年月日
100 リットル 券	船舶	H03 8402977 ～ H03 8402988	平成31年 5月31日	12	淡路市浦708 富士吉田石油（株）淡路東 浦給油所	阪神南 県民セ ンター	平成30年 12月3日
50 リットル 券	船舶	H03 8402989 ～ H03 8402994	平成31年 5月31日	6	淡路市浦708 富士吉田石油（株）淡路東 浦給油所	阪神南 県民セ ンター	平成30年 12月3日
10 リットル 券	船舶	H03 8402995 ～ H03 8403024	平成31年 5月31日	30	淡路市浦708 富士吉田石油（株）淡路東 浦給油所	阪神南 県民セ ンター	平成30年 12月3日

落札者等の公示

一般競争入札の落札者等について、次のとおり公告する。

平成31年1月8日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 落札に係る業務名称
兵庫県広報紙等の電子化業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局又はかいの名称及び所在地
兵庫県企画県民部広報戦略課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成30年11月5日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社大塚商会神戸支店 神戸市中央区磯上通8-3-5
- 5 落札金額
4,725,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成30年10月9日

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成31年1月8日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
本山北(1) I (101010011)	神戸市東灘区本山北町6丁目(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
本山北(4) I (101010012)	神戸市東灘区本山北町6丁目(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
岡本(4) II (101010116)	神戸市東灘区岡本7丁目(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
住吉山手(18) I (101010117)	神戸市東灘区住吉山手9丁目(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
住吉山手(10) II (101010118)	神戸市東灘区住吉山手4丁目(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図5までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成31年1月16日(水)から同月30日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市役所建設局防災部防災課、神戸市役所建設局東部建設事務所及び神戸市東灘区役所総務課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課
〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

(3) 提出期限

平成31年1月30日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年3月11日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成20年兵庫県告示第213号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成31年1月8日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

岡本(2) I (101010019)の項中別図19、住吉台(4) I (101010034)の項中別図34、住吉山手(7) I (101010044)の項中別図44を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

平成31年1月16日(水)から同月30日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市役所建設局防災部防災課、神戸市役所建設局

東部建設事務所及び神戸市東灘区役所総務課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課

〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

(3) 提出期限

平成31年1月30日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年3月11日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成19年兵庫県告示第688号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成31年1月8日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

東安田(1) I (131010033) の項中別図33、東安田(2) I (131010034) の項中別図34、西安田(2) II (131010035) の項中別図35を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

平成31年1月16日（水）から同月30日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所及び多可町役場建設課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所

〒679-1113 多可郡多可町中区中村町168-1

(3) 提出期限

平成31年1月30日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年3月11日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成31年1月8日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
森北(3) I (101010003)	神戸市東灘区森北町7丁目 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
森(1) I (101010006)	神戸市東灘区本山町森 芦屋市奥山 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
本山北(3) I (101010010)	神戸市東灘区本山北町5丁目 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
本山北(1) I (101010011)	神戸市東灘区本山北町6丁目 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
本山北(4) I (101010012)	神戸市東灘区本山北町6丁目 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
北畑(1) I (101010013)	神戸市東灘区本山町北畑(別 図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
北畑(2) I (101010014)	神戸市東灘区本山町北畑(別 図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
北畑(3) I (101010015)	神戸市東灘区本山町北畑(別 図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
田辺 I (101010016)	神戸市東灘区本山町田辺(別 図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
岡本(1) I (101010017)	神戸市東灘区岡本6丁目(別 図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
岡本(2) I (101010019)	神戸市東灘区岡本6丁目(別 図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
岡本(3) I (101010020)	神戸市東灘区岡本6丁目(別 図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
本山(1) I (101010023)	神戸市東灘区本山町岡本(別 図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
田中 I (101010026)	神戸市東灘区本山町田中(別 図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
住吉台(4) I (101010034)	神戸市東灘区住吉台(別図15 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
住吉山手(2)(1) I (101010039)	神戸市東灘区住吉山手9丁目 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
住吉山手(7) I (101010044)	神戸市東灘区住吉山手8丁目 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
赤塚山 I (101010045)	神戸市東灘区住吉山手7丁目 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり

住吉山手(8)Ⅰ (101010046)	神戸市東灘区住吉山手7丁目(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
住吉山手(10)Ⅰ (101010048)	神戸市東灘区住吉山手6丁目(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
住吉山手(11)Ⅰ (101010049)	神戸市東灘区住吉山手5丁目(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
住吉山手(12)Ⅰ (101010050)	神戸市東灘区住吉山手5丁目(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
住吉山手(13)Ⅰ (101010051)	神戸市東灘区住吉山手5丁目(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
住吉山手(14)Ⅰ (101010052)	神戸市東灘区住吉山手5丁目(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
鴨子ヶ原(1)(1)Ⅰ (101010059)	神戸市東灘区鴨子ヶ原2丁目(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
鴨子ヶ原(5)Ⅰ (101010063)	神戸市東灘区鴨子ヶ原3丁目(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
御影山手(2)(1)Ⅰ (101010065)	神戸市東灘区御影山手5丁目(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
本山北(2)(2)Ⅰ (101010070)	神戸市東灘区本山北町5丁目(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
岡本Ⅰ (101010071)	神戸市東灘区岡本7丁目(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
住吉台(2)(2)Ⅰ (101010074)	神戸市東灘区住吉台(別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
鴨子ヶ原(3)(2)Ⅰ (101010082)	神戸市東灘区鴨子ヶ原3丁目(別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
北畑(1)Ⅱ (101010087)	神戸市東灘区本山町北畑(別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
田中Ⅱ (101010092)	神戸市東灘区本山町田中(別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
住吉山手(5)Ⅱ (101010099)	神戸市東灘区住吉山手8丁目(別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
住吉山手(8)Ⅱ (101010102)	神戸市東灘区住吉山手5丁目(別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
住吉山手(9)Ⅱ (101010103)	神戸市東灘区住吉山手4丁目(別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
本山岡本(1)Ⅲ (101010109)	神戸市東灘区本山町岡本(別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
本山岡本(3)Ⅲ (101010111)	神戸市東灘区本山町岡本(別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり

本山岡本(6)Ⅲ (101010114)	神戸市東灘区本山町岡本(別 図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
本山町北畑 (101010115)	神戸市東灘区本山町北畑(別 図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
岡本(4)Ⅱ (101010116)	神戸市東灘区岡本7丁目(別 図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
住吉山手(18)Ⅰ (101010117)	神戸市東灘区住吉山手9丁 目(別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
住吉山手(10)Ⅱ (101010118)	神戸市東灘区住吉山手4丁 目(別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり

(別図1から別図43までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成31年1月16日(水)から同月30日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市役所建設局防災部防災課、神戸市役所建設局東部建設事務所及び神戸市東灘区役所総務課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課
〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

(3) 提出期限

平成31年1月30日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年3月11日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成31年1月8日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
田野口Ⅰ (131010004)	多可郡多可町中区田野口(別 図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
牧野(2)Ⅲ (131010006)	多可郡多可町中区牧野(別図 2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

鍛冶屋 I (131010007)	多可郡多可町中区鍛冶屋 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
間子 I (131010008)	多可郡多可町中区間子 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
奥中(1) I (131010009)	多可郡多可町中区奥中 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
奥中(2) I (131010010)	多可郡多可町中区奥中 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
奥中(3) I (131010011)	多可郡多可町中区奥中 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
奥中(5) II (131010013)	多可郡多可町中区奥中 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
奥中(6) II (131010014)	多可郡多可町中区奥中 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
高岸(1) I (131010015)	多可郡多可町中区高岸 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
高岸(2) II (131010016)	多可郡多可町中区高岸 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
高岸(3) II (131010017)	多可郡多可町中区高岸 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
高岸(4) II (131010018)	多可郡多可町中区高岸 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
徳畑(1) I (131010019)	多可郡多可町中区徳畑 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
徳畑(2) II (131010020)	多可郡多可町中区徳畑 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
茂利(1) I (131010022)	多可郡多可町中区茂利 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
茂利(3) II (131010024)	多可郡多可町中区茂利 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
曾我井 I (131010027)	多可郡多可町中区曾我井 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
森本(1) II (131010028)	多可郡多可町中区森本 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
森本(2) II (131010029)	多可郡多可町中区森本 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
森本(3) II (131010030)	多可郡多可町中区森本 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
森本(4) II (131010031)	多可郡多可町中区森本 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり

西安田(1) I (131010032)	多可郡多可町中区西安田(別 図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
東安田(1) I (131010033)	多可郡多可町中区東安田(別 図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
東安田(2) I (131010034)	多可郡多可町中区東安田(別 図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
西安田(2) II (131010035)	多可郡多可町中区西安田(別 図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
西安田(3) II (131010036)	多可郡多可町中区西安田(別 図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
西安田(4) II (131010037)	多可郡多可町中区西安田(別 図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
東安田(3) I (131010038)	多可郡多可町中区東安田(別 図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
徳畑(4) II (231010017)	多可郡多可町中区徳畑(別図 30のとおり)	土石流	別図30のとおり
安坂西谷 I (231010018)	多可郡多可町中区安坂(別図 31のとおり)	土石流	別図31のとおり
森本 II (231010023)	多可郡多可町中区森本(別図 32のとおり)	土石流	別図32のとおり

(別図1から別図32までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成31年1月16日(水)から同月30日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所及び多可町役場建設課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所

〒679-1113 多可郡多可町中区中村町168-1

(3) 提出期限

平成31年1月30日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年3月11日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。